

神社の棟札を讀む②

—大原神社の棟札(二)—

岡垣歴史文化研究会 石田 健次

原村(原区)には、明治時代の初めまで、山妙見宮と浜妙見宮の二社があった。

明治4(1871)年5月の太政官布告により神社の社格が定められ、翌年の11月3日に、山妙見宮は村社大原神社に名称を変更した。この時、浜妙見宮は廃社された。岡垣町史には、大原神社が明治時代に現在地に移転したときの棟札が記載されている。

この棟札は、実物を確認できないため大きさは分からない。

棟札の表面中央の本文には、「奉新築移転大原神社神殿宇宇為」と記されている。その下には、「五穀豊登 村里安穩」の願文が記され、原村が安泰であるようにとの願いが込められている。

本文の右側には「明治十六稔九月十五日」とあり、「年」を「稔」の

字で書かれている。左側には、福岡懸令、遠賀郡郡長の名前が記されている。

本文の下部には、郷社祠掌、原波津両村戸長、原村用掛、信徒総代(三人)、新築世話人(六人)の名前が記されている。また、大工棟梁、小工、木挽の名前が記されている。

神社の普請にあたって重要な役割を果たす大工棟梁には、宗像郡勝浦村の人が従事しており、また、小工は、四人の名前が記されており、三人が宗像の人で、残り一名は地元原村の人が従事している。

山から伐採された木材は、製材所ではなく、木挽といわれる人によって製材されていた。この木挽には三人の名前が記されており、いずれも地元原村の人である。

棟札の裏面には、神社を移転することになった経緯が、「村社位置

移転願」の内容を転記する形で詳細に記されている。

この「村社位置移転願」は、明治16(1883)年9月に原村信徒惣代及び神官の連署で福岡県令宛に提出されたものである。

移転願には、大原神社の祭神名、勤請年月、建物(神殿、拜殿)の大きさ、敷地の広さと共に移転の理由が次のように記されている。

大原神社の神殿を新築することとしたが、現在の地では狭隘であ

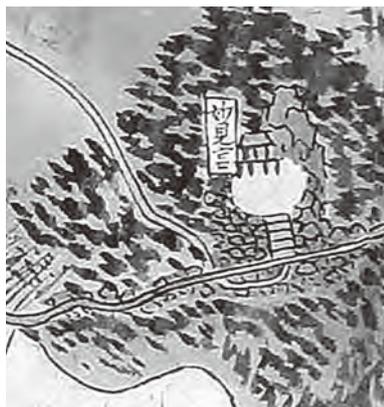
ることや、村の中心地からはかなりの道のりがあって、険峻な場所にあるため、老人や子供たちが参詣するには難儀をしている状況である。このため、移転先を山妙見宮が大原神社に名称変更されたときに、廃社となった浜妙見宮の跡地とし、その跡地の払い下げを願

い出た。明治16(1883)年7月に民有地への編入が許可されたので、神社移転の許可を願いだした。この許可願いに対して、同年9月22日に福岡県令から承認された。

このように一枚の棟札からは、大原神社を現在地に移転新築することとなった経緯を知ることができる。



▶大原神社



▶原村絵図面の山妙見宮